

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の用途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税が1.7%から2.2%に改められました。この地方消費税のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

令和4年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は5億9,773万2千円でした。令和4年度の用途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	令和4年度決算額	一般財源額	充当交付金額
福祉医療事業	312,945	78,887	46,807
障がい福祉サービス事業	1,491,945	350,322	207,861
在宅介護用品助成事業	24,363	12,363	7,335
放課後児童健全育成事業	144,491	56,368	33,445
特定教育施設・保育施設入所事務	850,065	22,409	13,296
私立保育園等運営事業補助	98,874	81,474	48,342
公立保育園運営事業	354,388	249,055	147,775
予防接種事業	124,137	120,845	71,702
がん検診事業	27,968	23,564	13,981
私立幼稚園等運営事業補助	12,115	12,115	7,188
その他社会保障関係事業	6,028,462	3,458,463	0
計	9,469,753	4,465,865	597,732

※地方消費税(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分している。